

改革」とか「行革」としているが、行政改革とは日本語としては行政が行なう改革というよりも、行政を改革する意味で用いられているのではないかろうか。

不注意な間違はあるが、本書はほぼ1世紀に及ぶアメリカ労使関係の動きの全体像を知る上に非常に役立つ書物である。評者は多くを学

んだ。なかなかこのように分かりやすく説明した本はない。このような難しいテーマを読みやすくまとめてくださったことを有り難く思う次第である。

〔現代図書、2006年3月 196pp.〕

書評

楠井 敏朗 著

『アメリカ資本主義とニューディール』

吉田 佳名子*

本書は、ニューディール期（1933—39年）を建国以来のアメリカ合衆国最大の構造転換期として位置づけ、その歴史的意義を問うことを目的としている。

本書の構成は、以下の通りである。

序説

第1章 ニューディール期アメリカ合衆国の
「市場」と「国家」

第2章 ニューディール期アメリカ資本主義
の構造転換

第3章 ニューディールとアメリカ西部

終 章 アメリカ資本主義と民主主義

——建国から現代までの推移——

著者の分析視角は、アメリカ民主主義をアメリカ資本主義の成立・発展と関連付けて論じ、

*吉田 佳名子 (Kanako YOSHIDA)：横浜国立大学大学院国際社会科学博士後期課程在籍。『2006年米国経済白書 大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告』第9章翻訳、『2007年米国経済白書 大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告』第7章翻訳など。

その特徴を明らかにすることにある。著者の楠井氏は、本学会の例会（2007年5月12日・於静岡）での書評会で、自身の分析視角の由来について次のように述べた。それは、氏が長崎県長崎市生まれで、第2次世界大戦と原爆、占領期の体験から、アメリカ合衆国政治体制に強い関心を抱いたこと、そして、大学にて大塚史学の薰陶を受けて、「近代国家」、「近代人」とは何かということを研究の出発点としたことである。こうした問題意識が、政治体制との相互連関で経済史を読み解くことによりアメリカ民主主義の特徴を明らかにするという、著者独自の分析視角を形成したといえよう。

まず本文を概観する前に、終章で論じられているニューディール期以前のアメリカ民主主義について確認し、著者の研究における本書の位置付けを明確にしておくことにしたい。

著者は、アメリカ合衆国が「近代国家」である理由を、1787年制定（翌88年に発効）の世界初の成文憲法となる合衆国憲法の理念に求める。その理念とは、中世とは異なる、自己の労働に基づく富に立脚した「自由権」と「財産権」を保障し、これら基本的人権を有する合衆国市民による国家建設の理念に基づいた三権分立と、各州による「地方自治」を打ち出して権力の集中を排除することであり、これこそが、アメリ

カ民主主義の原理であり、近代の基礎であることを指摘する。建国後の戦争や国際協定を通じた国土の膨張と、19世紀のイギリスを中心とした世界経済システムの影響から、対立する二つの政治思想が生まれた。その一つは、資本主義的市場経済の成立・発展を土台にして、それに適した経済システムの形成をめざすものであり、もう一つは、憲法で規定された個々人の「自由権」と「財産権」の権利を保障し、「地方自治」の原則を堅持しようとするものであった。

続いて著者は、南北戦争とその再建期（1861–78年）が、アメリカ民主主義における一つの大きな転換期であったと主張する。それは、南北戦争の結果「南部」奴隸制が否定され、合衆国が名実ともに近代民主主義国家としての体裁を整えたことに加えて、19世紀前半にみられた二つの政治思想が調整されて、新しい原理を基軸とする統一国家の形成に向かって進み始めたからである。民主主義と市場経済の発達の両立を目指した政策が展開されていく中で、1880年代にアメリカ経済は、順調な経済成長を続けていき、近代的合理的経営形態を整えた巨大法人企業の成立をみるとことになる。この巨大法人企業の成立と発達は、独立農民層にとっては不利であるが、新興企業家には有利に作用する市場条件を形成し、「法の下での平等」原則の動搖をもたらした。著者は、1886年に連邦最高裁が、「サンタ・クララの判決」を下し、憲法が自然人に保障した「自由権」と「財産権」を、法人企業にも拡張適用したことで、本来「自然人」の共同制作物である「法人」が「自然人」よりも優位な立場に立ち、これの管理・支配を行う事態が生じたことを指摘した。

アメリカ合衆国は、法に基づく「近代国家」であるがゆえに、前述のような憲法の拡大解釈という手続きを経て、巨大法人企業が中核となり運営されていく自由な企業体制を成立させた。20世紀初めの革新主義政権（1901–17年）は、

「条理の原則」に拠って巨大法人企業を法認するのと同時に、19世紀末から次第に組織化されていく諸個人の共通の権利主張、あるいは各種団体間の経済的諸利害を調整する役割を引き受けることになった。著者は、革新主義期の連邦政府の政策を支えた理念が、「コーポリット・リベラリズム」であり、この思想をもとに再編成されたアメリカ資本主義を、「法人資本主義（corporate capitalism）」という概念で捉えた。

以上から、著者の論じる「市場」と「国家」の関係とは、連邦政府が、合衆国憲法の理念と資本主義の発展とを接合する役割を果たすという、著者独自の分析視角から導出されたものであるといえよう。

本書で著者が、ニューディール期を分析対象とするのは、次のような理由による。それは、当該期が、第1次世界大戦（1914–18年）を契機として、イギリスを中心として形成された19世紀世界システムに代わり、アメリカが中心となり再編成された20世紀世界システムの基点にあたる時期であること、そして、南北戦争=再建期にも匹敵する、建国以来通念となってきた合衆国の市民社会の理念と仕組みが大きく転換した時期でもあったからである。

著者は、まず第1章で、ニューディールが展開される契機とその過程について考察する。初めに、第1次世界大戦後の1920年代の経済状況を概観し、20年代の「市場」と「国家」の関係が、基本的には革新主義期に形成された関係を継続するものであったこと、そして、29年恐慌により、それが危機的な状態に陥ったことを説明した。続いて、ニューディール期の金融政策、産業政策、農業政策の考察を通じて、第1期の景気回復と救済的な意味合いの強い政策から、NIRAの違憲判決後37年初めまでの第2期では、建国以来の「自由主義」に裏付けられた合衆国の市場経済政策が根本的に転換して、20世紀合衆国を特色づける政策が打ち出されたことを指

摘した。さらに第3期には、ニューディールを支持するリベラルに有利であった第1期と第2期とは異なり、コンサヴァティブとリベラル¹⁾の政策論争が起こり、問題別に意思決定をなす状況が生じたことや、アメリカ史上初めて、恐慌=大不況が国家の危機であると意識されたことで「ギャラティンの原則」が修正され、財政政策の方針が転換したことを見明らかにした。

第2章では、ニューディール期に連邦政府が行った政策とその政策効果について、アメリカ民主主義とのかかわりで考察し、ニューディールの歴史的意義が論じられる。まず、ニューディールの金融・資本政策では、当該期の金融立法が、巨大法人企業体制の成立・確立により変化した産業構造に見合う金融制度の再構築であったことを確認した。次に、通貨政策では、金本位制からの離脱（1933年4月19日）と金準備法の制定（34年1月30日）の歴史的意義を検討し、通貨制度に対する財務省の管理・監督が復活したことを見明らかにした。そして、過剰農産物の処理問題と債務を持つ農家の救済問題の同時解決を基本的課題としたニューディール農業政策では、農業調整法（33年5月12日）による生産調整と農家信用法（33年6月16日）による連邦資金の提供について考察した。36年1月に連邦最高裁判所が、農業調整法について憲法で連邦政府に認められている通商権限（憲法第1条8節）を超えた政策であると判断して違憲したことから、F.D.ローズヴェルト政権は、この違憲判決に対応した生産調整政策の展開を余儀なくされた。しかしながら、これは結果として、農場の統合と機械化の進展、農業賃労働者の雇用を軸とした巨大農場の形成や農村貧農

の土地からの放逐につながり、一般農家の救済というよりむしろ、農業構造の再編成を促した。さらに、ニューディール労働政策では、全国産業復興法に対する連邦最高裁の違憲判決後、全国労働関係調整法と公正労働基準法が制定されて、合衆国で初めて全国一律に「労働権」が確立されたことと、労働運動の高まりを受けて、産業別組合会議（CIO）が成立し、労働者の組織化が促進されたことを明らかにした。その上で著者は、ニューディール労働政策が、革新主義期以降の連邦政府による合衆国の社会構造の安定化の継続であったことを指摘した。また、社会政策については、社会保障法（35年8月14日）成立の歴史的意義が考察された。著者は、同法の成立により、合衆国市民が、これまでの「自由権」と「財産権」に加えて、「生存権」と「社会権」を国家（=連邦政府）によって保障されるに至ったことを高く評価したが、同時に、生存権と社会権を実現可能とする制度の不備についても指摘した。

第3章で著者は、南北戦争=再建期に制定された自営農地法（Homestead Act 1862年）の再検討を通じて、ニューディール期のアメリカ民主主義の転換と農業政策の意義について考察した。建国後合衆国は、憲法理念を実現するために民主政治を担う自由な独立自営農民の育成に努めてきた。そして自営農地法は、アメリカ合衆国を「近代国家」であると示した典型的な理念表明であり、19世紀後半における合衆国の市場経済の発展に寄与した大きな変革として評価してきた。しかしながら、著者は、R.ローウィットの研究である『ニューディールと西部』（1993年）やJ.E.スタインベックの『怒りの葡萄』（1939年）に拠りながら、同法がもたらしたアメリカ西部と大平原地帯を中心とした自然環境破壊や農業への壊滅的打撃という負の効果を指摘し、それを克服する政策として、ニューディール期の農業政策と自然環境保全・整備政

¹⁾ コンサヴァティブの政治思想は、建国期に憲法で保障された「自由権の保障」と「財産権の絶対」を堅持しようとするものであった。これに対して、リベラルの政治思想は、「生存権」や「社会権」の思想を、リベラリズムと合体させて、伝統的なアメリカ自由主義を修正しようとしたものであった。

策に注目した。ニューディール農政は、単なる農産物価格の安定化を目的とした市場経済に対する規制政策ではなく、西部の環境破壊、自営農地法の問題点に対する根本的な対応策でもあった。だが、第2次世界大戦とアメリカの気象条件の変化により、農産物の生産調整政策は頓挫してしまい、機械化大農業制度が導入されてしまうことになった。続いてニューディール期の土地政策では、テイラー公有放牧地設置法（1934年6月）が、自営農地法の廃棄政策としての意味を持つ政策であったことが明らかにされた。また、「近代」以前の社会では、「土地（水を含む）」を基礎においた自然環境保全が、決定的に重要な意味を持っていましたにもかかわらず、建国後憲法の理念の下で進められた土地政策では、それが軽視されて、19世紀末以降、重大な環境破壊をもたらすことになった。これを踏まえて著者は、ニューディール期の森林と水資源の保全・管理政策が、「人間」と「自然」の共存関係を維持するために不可欠な政策であり、他のニューディール政策同様、合衆国の経済、政治、社会の大きな構造改革を迫る政策であったことを明らかにした。

以上が各章の要約である。本書の意義は、ニューディール期における連邦政府の大幅な権限拡大が、アメリカ資本主義の発展と民主主義との歴史的な相関という分析枠組みに基づいて論じられた点にある。これにより、先行研究では提示されてこなかった、建国期から今日に至るまでの歴史的なパースペクティブの中に当該期の経済政策を位置づけて考察することが可能となった。特に、第3章において、アメリカ民主主義とのかかわりで明らかにされた農業政策や自然環境保全・管理政策の意義は、本書の分析枠組みであるがゆえに導き出されたものであるといえよう。本書に対しては、すでに複数の

書評²⁾が寄せられていることにも鑑み、以下のコメントを提示することにしたい。

本書だけではなく、著者の一貫した研究スタイルは、先行業績に多くを依拠しておこなうものである。研究を進めるにあたり、研究史を知ることは必要不可欠なことであるが、先行研究に依拠する立論には、論理構成を限定的にしてしまう可能性があるのではないかだろうか。もちろん、著者が研究を始めた当時は、時代的な制約もあり、一次資料を使用した分析が困難であったことは周知の事実である。しかしながら、資料的な制約が解消されつつある現在、著者のように、確固たる独自の分析視角だけでなく、優れた把握力と構成力を有する研究者にこそ、一次資料の検討を通じて、歴史のダイナミズムを実証していただきたいと強く思うのである。

評者は、ニューディール期の銀行制度を研究テーマとする大学院生であり、研究者をめざす一読者の視点から書評を行った。本書は、優れた研究書であると同時に教育書でもある。なぜならば、著者の長年にわたる研究を総括した本書は、アメリカ資本主義に対する歴史的な理解が提示されているだけなく、随所に研究意欲をかき立てられる論点がちりばめられており、本書を読み返すたびに、読者に新たな気づきを与えてくれるからである。また、本書で著者が、近代国家の基礎としての合衆国憲法の本質を明らかにし、資本主義の発展との関係で国家の役割を歴史的な視野で論じたことは、「憲法とは、権力をしづらせるもの」という立憲主義を歴史具体的に考察したものでもあり、今日、改憲論議が盛んになっている日本にとって示唆的な論点であるといえるのではないだろうか。

〔日本経済評論社・2005年8月・ii+352頁〕

²⁾佐藤千登勢氏によるもの（『社会経済史』72巻1号、2006年、124-146頁）、小塩和人氏によるもの（『歴史と経済』194号、2007年1月、65-67頁）。